

岸和田市特定空家等危険度判定表

1. 概要

調査年月日		調査者		所在地		No.	
規模		構造		用途			

2. 調査内容

I そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

1 建築物の危険度(部位別の危険度)判定

(1)	基礎、土台、柱又ははりの状況	点数	チェック欄	評点
判断項目	A 柱、梁が傾斜しているもの、土台、柱又は梁が腐朽し、又は破損が生じているものなど、小修理を要するもの ・下屋等一部に傾斜が見られる 又は 全体的に傾斜が見られる(1/60以下の傾斜) ・一部にひび割れ、腐朽、欠損、接合部のずれなどが生じている	25	☐	0
	B 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるものなど、大修理を要するもの ・全体的に傾斜が見られる(1/60を超え、1/20以下の傾斜) ・大半にわたり腐朽、欠損、接合部のずれなどが生じている	50	☐	
	C 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危惧があり、建築物の除却が必要なもの ・大きく傾斜し外壁や屋根、建具等に損壊等が生じている ・全体的に傾斜が見られる(1/20を超える傾斜など)	100	☐	
(2)	外壁の状況	点数	チェック欄	評点
判断項目	A 外壁面の一部に剥落、破損、飛散等があり、小修理を要するもの ・外壁材の浮き、外壁留め金具の脱落などが生じている	12.5	☐	0
	B 外壁面に著しい剥落、ずれ、破損、飛散が生じており、大修理を要するもの ・外壁材が腐朽、破損、脱落し、下地が露出している	25	☐	
(3)	屋根の状況	点数	チェック欄	評点
判断項目	A 屋根ぶき材料の一部に剥落、ずれ、破損が生じているものなど、小修理を要するもの ・一部に不陸、剥離、破損、脱落、腐朽などが生じている	12.5	☐	0
	B 屋根ぶき材料に著しい剥落、ずれ、破損が生じているものなど、大修理を要するもの ・大半にわたり不陸、剥離、破損、脱落、腐朽などが生じている	25	☐	
	C 屋根が柱、梁の状況によって、著しく変形、若しくは屋根ぶき材料に、全面的に剥落、ずれ、破損などが生じており、落下の危惧があり、建築物の除却が必要なもの	50	☐	
		合計評点		0

2 「周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか」及び「悪影響の程度と危険等の切迫性」の判定

			チェック欄
判断項目	A 崩落・落下による影響が敷地外に及ぶおそれがある(障害、物損)		☐
	B 敷地外への崩落・落下物により、通行人等の生命を脅かす危険性が高い (屋根ぶき材・外壁・設備機器等に崩落・落下のおそれがあり、落下が想定される場所が通学路など不特定多数の人が通常通行する道にあたる場合で、道路部局による通行規制など危険防止措置がとれない など)		☐

3 総合判定

		チェック欄	措置の方針
危険度1	次のどちらかに該当するもの ・合計点が0点のもの ・合計点が0点を超過100点以下のもの(上記判定表Bにチェックが入るものを除く)	☐	12条で改善されない場合は、22条1項対象
危険度2	合計点が100点を超過のもの(上記判定表Aにチェックが入るものを除く)	☐	12条で改善されない場合は、22条1項対象
危険度3	次のどちらかに該当するもの ・合計した評点が0点を超過100点以下のもので、上記判定表Bにチェックが入るもの ・合計した評点が100点を超過のもので、上記判定表Aにチェックが入るもの	☐	12条及び22条1項で改善されない場合は、22条2項対象

特記事項(構造躯体の危険箇所やその他落下の危険性、周辺への影響やその度合い等)